

社会福祉法人取手市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人取手市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員がその職務のため評議員会に出席したときは、日額3,000円を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費を支払うことができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。